

「第三次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップの概要

平成25年8月7日
薬物乱用対策推進会議

■ [情 勢]

- 平成24年中の薬物事犯の検挙人員は13,881人（-319人/-2.2%）。うち覚醒剤事犯の検挙人員は11,842人（-241人/-0.2%）、大麻事犯の検挙人員は1,692人（-67人/-3.8%）と横ばい。
- 平成24年中の覚醒剤押収量は466.6kg（+115.7kg/+32.9%）と過去5年間で最多。乾燥大麻押収量は332.8kg（+191.7kg/+135.9%）と大幅に増加。
- 平成24年中の少年及び20歳代の覚醒剤事犯の検挙人員は2,131人（前年比-289/-11.9%）、少年及び20歳代の大麻事犯の検挙人員は809人（-117人/-12.6%）と共に減少。
- 平成24年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は215件（-36件/-14.3%）、検挙人員は290人（+9人/+3.2%）と引き続き高水準。外国人による覚醒剤密輸事犯が多発しているほか、その国籍や仕出国の多様化が進展。覚醒剤の末端価格が値下がり傾向で推移していることから、国内における安定した供給がうかがえる。
- 「合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策」を取りまとめ、監視指導・取締りや予防啓発を強化した。
- 包括指定の導入を含め、指定薬物への指定の迅速化を図り、平成24年7月以降、816物質を新たに指定（この間に麻薬に指定された12物質を除き、平成25年7月現在881物質を指定）。

■ フォローアップの概要

■ 目標1 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

- 警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、税関職員等が学校の薬物乱用防止教室等に講師として赴き、規制薬物や合法ハーブ等と称して販売される薬物の乱用防止に関する講演を行った。〔警察・厚労・文科・財務〕
- 関係機関等への協力要請や効果的な取組事例集の活用等により、小学校、中学校、高等学校等において薬物乱用防止教室の開催率が向上した。（実施率72.6%/+2.3%）〔文科〕
- 「あやしいヤクブツ連絡ネット」を開設し、個人輸入・指定薬物等に関連する情報の収集や提供、相談対応を開始し、国民が一元的に個人輸入・指定薬物の危険性等に関する情報にアクセスできるようにした。〔厚労〕

■ 目標2 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進

- 「依存症回復施設職員研修事業」において、施設職員に対する研修を実施し、依存症への対応力等の強化を図るとともに、平成24年度からは、依存症者の家族に対する研修を新たに開始した。〔厚労〕
- 薬物事犯保護観察対象者に対する断薬指導等を充実強化するため、新たな処遇プログラムの導入を開始した。〔法務〕
- 少年院において、効果的な薬物依存からの離脱方法についての検討を行い、指導重点施設を指定して矯正教育プログラムを開始した。〔法務〕
- 国内の若年層向け薬物再乱用防止プログラム等について調査研究を行い、効果や課題等を整理した。〔内閣府〕

- 薬物依存者の再犯防止を図るため、薬物事犯の刑期の一部を保護観察付執行猶予とすることにより、刑事施設における処遇に引き続き、これと連携した処遇を相応の期間社会内において実施することなどを内容とした「刑法等の一部を改正する法律案」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案」を第183回国会に提出した（第183回国会において可決、成立）。〔法務〕

■ 目標3 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底

- 平成24年中、インターネットを利用した薬物密売事犯の取締りを推進し、25事件検挙した。また、合法ハーブ等と称して販売される薬物の販売業者等に対して、様々な法令を駆使し、76事件、112人を検挙した。〔警察〕
- 末端乱用者及び密売人等に対する徹底した突き上げ等から、組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施した。〔警察・厚労〕
- 平成24年中、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を63人、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を241人にそれぞれ適用し、言い渡された没収・追徴額の合計は約3億8,271万円に上った。〔法務〕
- 都道府県警察及び都道府県等薬務主管部局との連携を強化し、合法ハーブ等と称して販売される薬物等を取り扱う販売業者への指導・警告を実施した。〔警察・厚労〕
- 合法ハーブ等と称して販売される薬物に対して、化学構造が類似した特定の物質群を一括して指定薬物として指定する方法（包括指定）を初めて導入し、ナフトイルインドール骨格を有する合成カンナビノイドの一群（772物質）を包括的に指定するなど、効果的な規制を実施した〔厚労〕
- 合法ハーブ等と称して販売される薬物の通信販売サイトについて、特定商取引法に基づく集中的な取締りにより、その運営業者等に対して同販売サイトの閉鎖又は是正等の要請を行い、表示が是正されなかった37サイトの名称とURLを消費者庁ホームページで公表するなど適切な通信販売に係る取引の確保を図った。〔消費者〕

■ 目標4 薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

- 「国連麻薬委員会」、「世界税関機構監視委員会」等の国際会議において、各国における薬物取締状況の把握、薬物等の密輸動向及び取締対策に関する意見交換を積極的に行った。〔警察・外務・財務・厚労・海保〕
- 本邦への入港前に報告された航空機の旅客に関する事前旅客情報、予約情報等を活用して、携帯品内等に隠匿されていた薬物の密輸入事犯を多数摘発するなど相当の成果を上げた。〔財務〕
- 第56会期国連麻薬委員会では、我が国が提案した新興薬物に係る国際的な情報交換の促進等の決議が採択される等、各国の国内措置、国際協力の推進に貢献した。〔警察・法務・外務・財務・厚労・海保〕

■ [当面の主な課題]

平成22年7月の「薬物乱用防止戦略加速化プラン」等の推進により、平成24年中の少年及び20歳代の覚醒剤・大麻事犯検挙人員は平成23年に比べ406人減少して2,940人となるなど一定の成果がみられるものの、覚醒剤事犯の総検挙人員は約12,000人と高止まりの状況にあるほか、合法ハーブ等と称して販売される薬物の使用事案が引き続き多発している状況が認められる。

このため、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」を新たに策定し、総合的な対策を引き続き強力に推進することとする。